

## 個 別 注 記 表

### ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準	原 価	法	(収益性の低下による簿価切下げの方法)
評価方法	商 貯	品 蔵	最終仕入原価法 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき定額法によっております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有する固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員等に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、本人取引・代理人取引の検討の結果、代理人取引に該当した花き卸売事業に係る取引の一部について、純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、従来の会計処理と比較して、当会計期間の売上高は95,626千円減少し、売上原価は77,160千円減少し、その他の営業収入は18,466千円増加しておりますが、営業総利益、営業利益、経常利益及び当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-2に定める経過的な取扱いに従って、前会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### ( 当期純損益金額に関する注記 )

当期純利益 9,346千円